

生徒心得

生徒は、常に大垣東高生としての自覚と誇りをもって学業に励み、責任をもって行動し、校風と伝統をさらに高め、次代へ渡すことができるように努めなければならない。

この目標を達成するために、本校の生徒心得を次のように定める。

生活に関する規定

1 学業生活

(1) 授業

授業は、学校生活の中心である。

ア 授業には、必ず予習・復習を行って臨む。

イ 授業開始の合図とともに着席し、静かに授業の開始を待つ。

ウ 授業を妨げるような行為、または物品の持参をしない。

(2) 考査

ア 考査は、学習のまとめであり、誠実な態度で臨む。したがって、いかなる不正行為も許されない。

イ 考査に関する細目は、別に定める。（教務関係に記載）

(3) 特別活動

ホームルーム活動・部活動・生徒会活動には、積極的に参加し、充実した学校生活を送るように努める。

(4) 清掃活動

清掃は毎日行い、担当の先生の指導・点検を受ける。

(5) 登下校

ア 余裕をもって登校し、終業時までには外出しない。やむを得ず外出する場合は、必ず生徒指導室にて許可を得る。

イ 定められた下校時刻を守る。

ウ 交通法規を守り、交通道德の実践に努める。

エ 自転車通学者に関する細目は、別に定める。（「自転車通学規定」に記載）

(6) 身だしなみ

ア 身だしなみは、すべて質素で清潔な状態を保ち、高校生としての品位を保つように心がける。

イ 身だしなみに関する細目は、別に定める。（「身だしなみ規定」に記載）

(7) 欠席等

欠席等に関する細目は、別に定める。（「欠席等手続規定」に記載）

2 校内生活

(1) 掲示、印刷物の刊行・配布、集会の開催については、事前に許可を得る。

(2) 生徒相互において、金品の授受・貸借および物品の売買は行わない。

(3) 所持品にははっきりと記名し、貴重品の保管には充分注意を払う。金品の盗難・紛失および拾得の場合は、直ちに届け出る。

(4) 学校への訪問者および先生に対してはもちろん、生徒相互においても礼を失しないように努める。

(5) 施設・設備等の使用について

ア 授業および部活動を除き、施設・設備・備品等を使用する場合には、事前に許可を受け、また汚損や紛失をしないように努める。

イ 汚損または紛失した場合には、直ちに届け出る。明らかに生徒に責任がある場

合には、相当額の経費を弁償させることがある。

ウ 火気および危険物を取り扱う場合には、職員の指示を受ける。

(6) 学校敷地内においては、携帯電話、スマートホンの電源を切ったうえで鞆にしまい、使用しないこと。

3 校外生活

校外での生活は、社会的な規範を守るとともに、高校生としての責任ある生活を送る。

(1) 学習時間を確保し、健全な学校生活を送るため、アルバイトは行わない。特別の事情がある場合は担任に相談し、生徒指導部へ届け出る。

(2) 旅行等で学割証が必要な場合等は交付願を事前に提出する。

(3) 交通法規を遵守し、交通マナーを守る。常に安全に気をつけ、他の人の通行の迷惑となるような行為は厳に謹む。

(4) 次のような場合は、直ちにホームルーム担任へ届け出る。

ア 理由を問わず、校外で補導を受けた場合

イ 暴行・脅迫・恐喝等を受けた場合

ウ 交通事故に遭ったり、または交通事故を起こした場合

エ 本人、または家庭に異常・変事が起こった場合

欠席等手続規定

- 1 欠席・忌引・遅刻のときは、事前（または当日）に保護者より電話または口頭でホームルーム担任（学校）に連絡する。
- 2 遅刻の場合には、登校時に遅刻届に記入し、生徒指導室もしくは職員室の担当者に届け出る。
- 3 早退の場合には、保健室等の確認を得た上で本人がホームルーム担任へ願い出て、早退届に必要な事項を記入し担任印をもらう。
- 4 欠課の場合には、当該教科担任の許可を受け、ホームルーム担任へ連絡する。
- 5 公欠を許可された場合には、所定の公欠届をホームルーム担任および教科担任へ届け出る。

自転車通学規定

- 1 自転車通学を希望する生徒は整備点検を受け、所定の用紙により許可を得る。
- 2 許可された者は、許可証（ステッカー）を自転車の指示された箇所に貼る。
- 3 自転車は必ず所定の場所に施錠して置く。
- 4 自転車保険またはそれに相当する保険に加入する。
- 5 前輪・後輪のスポークに反射板（スポークリフレクター）をとりつける。
- 6 交通法規を遵守する（並進・二人乗り・傘さし運転・スマートフォン、ヘッドホンの運転中の使用等はしない）。
- 7 次の自転車の使用を禁止する。
 - (1) 1本足スタンドのもの
 - (2) ハンドル等変形の著しいもの
 - (3) 生徒指導部が不適当とみなしたもの
- 8 新2・3年生は春季休業中に整備点検を最寄りの店にて受けておく。
- 9 上記1～8に違反した場合、自転車通学を取り消すこともある。

10 自転車の買い替え等により、登録自転車の変更、許可証の汚損の場合は速やかに生徒指導部に届け、新許可証の交付を受ける。

身だしなみ規定

身だしなみは、すべて質素で清潔な状態を保つ。

1 Aタイプ

制服	冬服	詰襟標準学生服（上下）	指定の前ボタン5個・袖ボタン 左襟に指定のバッジ
	夏服	白無地カッターシャツ又は開襟シャツ	左胸に指定の校章プリント
		標準学生ズボン	冬服に同じ

2 Bタイプ

制服	冬服	指定の上衣（ブレザー）	左襟に指定のバッジ 指定のネクタイ着用
		指定のスカート	スカート 指定のスカート 丈は「ひざ頭にかかる長さ」
		又は 指定のスラックス	スラックス 指定のスラックス
	合服	白無地カッターシャツ	襟はレギュラーカラー
		指定のベスト その他は冬服に同じ	左胸に指定のバッジ、 指定のネクタイ着用
		夏服	白無地カッターシャツ又は開襟シャツ
ストッキング	指定のスカート	冬服に同じ	
	又は、指定のスラックス		
ストッキング	ベージュ（防寒具として、黒色タイツを着用してもよい。その場合は、地肌が透けない程度の厚さのものとする。）		

3 Aタイプ、Bタイプ共通

中衣	制服の裾から出ない、華美でないもの。
防寒具	防寒を目的としたもので、華美でないもの（カーディガン等を制服の下に着用する場合は黒または紺とする）
ソックス	白で、踝より上までであるもの。
上履	指定のスリッパ
通学靴	運動靴。雨雪の時には長靴等も可
バッグ	開閉ができ、一日の学習に必要な物品が持ち運びできるもの。

4 以上の規定に反するもの、および変形とみなされるものは禁止する。

5 病気・けが等でやむを得ないときは、許可を得て異装することができる。

6 特別な事情が発生した場合は、その都度学校が判断する。

規定の改正又は廃止の手続き

- 1 生徒会執行委員会は、生徒の意見を集約し、校長に対し、校則の改正又は廃止を求めることができる。
- 2 校長は、前項の規定に基づく求めがあったとき、又は校則の見直しが必要となったときは、アンケートその他適切な方法で生徒や保護者からの意見を聴取するとともに、学校運営協議会でその内容について議論するものとする。
- 3 校長は、学校運営協議会等での議論を踏まえ、校則の改正又は廃止について決定するものとする。
- 4 前項の決定にあたっては、議論の経過及び決定理由について、生徒及び保護者に説明するものとする。

諸届・許可願等提出先一覧

届・許可の種類	提出時	提出先	様式等	備考
公欠(出席扱い) 願 異装届	事前	担任	指定用紙	事前に保護者から電話等で学校に連絡
遅刻届	遅刻時	生徒指導部 →担任	指定用紙	
早退届	早退時	担任	指定用紙	
追考査受験願	事前	担任 →教務部	定用紙	病気の場合は医師にかかったことを証明するものを添付
学生割引請求	事前	担任 →生徒指導部・ 進路指導部 →事務室	指定用紙	オープンキャンパス等進学関係は進路指導部。それ以外は生徒指導部
自転車通学許可願	事前	担任 →生徒指導部	指定用紙 点検カード	「自転車通学について」を熟読すること
受験届(就職試験含)	事前	担任 →進路指導部 →教務部	指定用紙	
集会許可願	事前	関係職員 →生徒指導部	指定用紙	
下宿届	事前	担任 →生徒指導部	指定用紙	
外出許可届	事前	生徒指導部	指定用紙	外出許可証を持って外出
掲示・刊行・配布許可願	事前	生徒指導部		許可印を受ける
拾得・紛失・盗難・事故・その他の被害届	事後 直ちに	生徒指導部	指定用紙	
日本スポーツ振興センター関係(けが等)	事後 直ちに	関係職員 →保健室	指定用紙	校内・校外活動等におけるけが等
在学証明書 卒業見込み証明書 通学証明書		事務室にて発行		